

積算番号について

積算番号は、愛知県の定めたもので、建設部（土木）、企業庁の発注する業務・工事には、発注時に設計書に 12 文字の番号が付けられているので、その番号を記入すること。

例 H24D31J00020

積算番号が付与されていない場合は、以下を参照して記入すること。

(1) 番号の文字数（半角 12 文字、下の は文字数を表す）

元号	年度	業務 I D	事務所番号	設計 I D	工事連番	設計版

(2) 元号

M	明治
T	大正
S	昭和
H	平成

(3) 年度

設計書作成年度（和暦表示）

例 平成 24 年度の場合.....24

(4) 業務 I D（平成 24 年 4 月現在）

【農林水産部発注分】

農地関係

A	農地関係業務
B	農地関係工事

林務関係

C	林務関係業務
E	林務関係工事

水産関係

F	水産関係業務
H	水産関係工事

畜産関係

J	畜産関係業務
L	畜産関係工事

その他

M	その他業務
N	その他工事

【建設部発注分】

建築関係

P	建築関係業務
Q	建築関係工事

(5) 事務所番号 (平成 24 年 4 月現在)

(本庁契約の場合は、当該事業の本庁の各所管課の番号を選択)

【農林水産部発注分】

11	農林政策課
12	農業振興課
13	農業経営課
14	園芸農産課
15	畜産課
16	農地計画課
17	農地整備課
18	林務課
19	森林保全課
20	水産課
21	農林検査課
22	食育推進課
31	尾張農林水産事務所 建設課
32	尾張農林水産事務所 一宮支所 建設課
33	尾張農林水産事務所 一宮支所 排水対策課
34	海部農林水産事務所 建設課
35	海部農林水産事務所 排水対策課
36	知多農林水産事務所 建設課
37	西三河農林水産事務所 用水管理課
38	西三河農林水産事務所 建設課
39	西三河農林水産事務所 幡豆農地整備出張所 建設課
40	豊田加茂農林水産事務所 建設課
41	新城設楽農林水産事務所 建設課
42	東三河農林水産事務所 建設課
43	東三河農林水産事務所 豊川用水課
51	尾張農林水産事務所 林務課
52	海部農林水産事務所 農政課 (林務関係)
53	知多農林水産事務所 林務課
54	西三河農林水産事務所 林務課
55	豊田加茂農林水産事務所 林務課
56	豊田加茂農林水産事務所 森林整備課
57	新城設楽農林水産事務所 林業振興課
58	新城設楽農林水産事務所 森林整備課
59	新城設楽農林水産事務所 新城林務課
60	東三河農林水産事務所 林務課
62	県有林事務所 管理業務課
63	県有林事務所 足助業務課
64	県有林事務所 鳳来業務課
65	森林・林業技術センター
66	あいち海上の森センター

【建設部発注分のうち建築関係】

11	住宅計画課
12	公営住宅課
13	公営住宅課 県営住宅管理室
14	建築指導課
15	公共建築課

(6) 設計 I D

農林水産部、建設部（建築関係）ともに J とする。

(7) 工事連番

当該業務・工事に用いられている文書番号（指名通知、予算執行起案等で使用）を記入。

枝番の場合は枝の下の番号を記入。

いずれの場合も、不明な場合は、事前協議で確認すること。

【農林水産部発注分】

例 「24農総第123号」の場合 “0123”を記入

「24尾農総第12-34号」の場合 “0034”を記入

【建設部発注分のうち建築関係】

例 「24建総第1-234号」の場合 “0234”を記入

(8) 設計版

農林水産部、建設部（建築関係）の場合ともに 0 とする。